

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 729 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 729 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 5 月 20 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 5 月 20 日（水） 午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 0 0 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

- ・欠席委員（農業委員） 6 番 大威 千里

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	花田	佳明（会議書記）
〃	小林	彰子（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 729 回）

令和 8 年 5 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
5	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
6	議案 2	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	
7	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	

事務局長 第 729 回大府市農業委員会総会を執り行いたいと思います。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします

議 長 ただいまから第 729 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、6 番大威委員から事前に欠席のご連絡をいただいています。本日、12 名の委員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。

議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の会期につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。

始めに、日程第 1「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の 花田佳明氏と小林彰子氏を指名します。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 4、報告第 3 号『農地法第 18 条 第 6 項の規定による通知について』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 4、報告第 3 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までをご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。始めに報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』ご説明いたします。

市街化区域内において、土地所有者自らが農地を農地以外のものに転用するための届出です。1 件の届出があり、これは、長草町杵口下周辺における工業系市街化区域編入の都市計画決定がされた区域内のもので、転用の用途は工業系宅地への転用です。

報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決により、届出者へ受理通知書を送付済です。

事務局 次に議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による届出について』ご説明いたします。
市街化区域内の農地において、権利の設定または移転を伴う農地転用に係る届出で、議案書 2 ページから 21 ページに記載の 12 件の届出を受理いたしました。

始めに、申請番号 1 番から 3 ページの 3 番までは所有権移転による住宅への転用となります。

次に申請番号 4 番は、使用貸借による住宅への転用となります。

次に、申請番号 5 番から 4 ページの 9 番までは、所有権移転による住宅への転用です。

次に、5 ページの申請番号 10 番は、21 ページまでの 205 筆、89 名が一つの申請となっています。報告第 1 号と同様、長草町杵口下周辺における工業系市街化区域編入の都市計画決定がされた区域内のもので、所有権移転による工業系宅地への転用です。

次に、21 ページの申請番号 11 番については、申請番号 10 番と同地区内において埋蔵文化財の試掘調査を行うため、使用貸借による一時転用です。

最後に、申請番号 12 番については、賃貸借による集会所への転用となります。

報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決により、届出者へ受理通知書を送付済です。

次に、議案書 22 ページをご覧ください。報告第 3 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明いたします。

農地の貸借契約期間中において、貸付人と借受人が合意解約する際にその旨を農業委員会に通知するものです。

議案書 22 ページ、23 ページの 3 件の通知を受理しました。それぞれ双方での合意により解約することを確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告第 1 号から報告第 3 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 5、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 24 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、本委員会が審議し、許可をするものとなります。

24 ページの 2 件の申請があり、先日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号 1 番の申請事由は、対象農地が道路などからの進入路がない袋地のため利用しづらいものの、譲り受人は対象農地が自宅に隣接していることから、耕作ができる環境にもあるため有償にて所有権移転をするものです。

次に申請番号 2 番の申請事由は、渡し人は相続を受けたものの、共有の所有者全員が遠方に居住しており、農業も行うことができない中、近くで営農を行っている受人に有償にて所有権移転をするものです。

いずれの申請について内容を確認し、受人が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号 1 の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしていますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 次に申請番号 2 番について担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 2 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしていますので、特に問題はありません。

議 長 ほかにご意見などございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 6、議案第 2 号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』の 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 25 ページをご覧ください。議案第 2 号『生産緑地に係る主たる従事者の証明について』ご説明いたします。生産緑地法第 10 条に規定される、生産緑地の従事者である旨の証明をするもので、申請者が故障等により生産緑地での耕作が不可能となり、生産緑地の除外申請をするために必要となるものです。事務局において台帳から従事者であったことを確認するとともに、先日の地区協議会で担当地区委員に現地確認をしていただき、耕作が行われていたことを確認しております。説明は以上です。

議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号 1 の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請地は死亡された方が主たる従事者として耕作を行っており、現在も申請農地は耕作されているので、特に問題ありません。

議 長 ほかに、ご意見などございませんか。

特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。本申請について原案の通り証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第 7、議案第 3 号『農用地利用集積等 促進計画の公告について一括契約』を上程します。本議案に関し、****委員が議事参与の制限に該当しますので、途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 26 ページをご覧ください。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。
本議案は、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。
議案書 26 ページの申請番号 7618 番から 29 ページの 7624 番までに記載の 7 件です。7 月 1 日開始の申請案件となっております。
いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。
なお、今回の議案のうち申請番号 7618 番から 28 ページの 7623 番までが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。また、29 ページの申請番号 7624 は、目標地図の区域外にあたるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 始めに、****委員が議事参与に該当する申請についてを審議しますので、**委員は一旦退室をお願いします。

(****委員 退室)

議長 それでは、**委員が議事参与に該当する、申請番号 7620 番について、ご質問、ご意見等はありませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので、議案第 3 号のうち申請番号 7620 番について採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第 3 号のうち申請番号 7620 番については、意見なしで回答することに決定いたしました。

**委員は入室してください。

(****委員 入室)

議長 次に、申請番号 7618 番、7619 番と 7621 番から 7624 番までの 6 件について、ご質問、ご意見等はありませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので、申請番号 7618 番、7619 番と 7621 番から 7624 番までの 6 件について採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第 3 号のうち申請番号 7618 番、7619 番と 7621 番から 7624 番までの 6 件については、意見なしでそれぞれ回答することに決定いたしました。

以上で本日の議事は全すべ終了いたしました。

これをもちまして、第 729 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。